

## 決裁・供覧

件名	「令和5事務年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要」の記者発表等について		文書番号	
			官 際 6-1	
伺い文	「令和5事務年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要」について、「決裁文書案1」及び「決裁文書案2」により記者説明を行い、「決裁文書案1」を国税庁ホームページに掲載してよろしいか伺います。 【参考】記者発表予定日：令和7年1月27日（月） 庁ホームページ掲載予定日：令和7年1月31日（金）			
起案	起案日	令和07年01月17日	受付日	
	部署	国税庁 長官官房 国際業務課 情報交換第三係	決裁 決裁処理期限日	
分類名称	起案者	杉浦 弘明	決裁 決裁日	令和07年01月27日
	連絡先	[REDACTED]	施行 施行処理期限日	
	大分類	総務（広報・相談）	施行 施行日	
	中分類	記者会見関係書類	施行 施行先	
	名称（小分類）	令和5年度 報道発表資料（情報交換関係）	施行 施行者	
	秘密区分		取扱い 取扱い上の注意	
取扱い区分	秘密期間終了日		格付け 機密性格付け	2
	指定事由		格付け 取扱い制限	
			保存 行政文書保存期間	10年
			保存 保存期間満了時期	令和17年06月30日
決裁・供覧欄	国税庁 長官官房 中村 稔（審議官）【済】 国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 福本 航（係長【庁】）【済】 国税庁 長官官房 広報広聴室 佐藤 哲也（室長）【済】 国税庁 長官官房 広報広聴室 岡 雅和（課長補佐【庁】）【済】 国税庁 長官官房 広報広聴室 報道係 鏡沼 統吾（係長【庁】）【済】 国税庁 長官官房 国際業務課 磯見 竜太（課長【庁】）【済】 別紙1参照			
備考欄				

# 別紙1

国税庁 長官官房 国際業務課  
橋 彰博 (国際企画官) 【済】

国税庁 長官官房 国際業務課  
高村 悠美子 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 国際業務課  
眞崎 美貴 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 国際業務課  
北代 真司 (主査) 【済】

国税庁 長官官房 広報広聴室 報道係  
朝井 健太 (主任【庁】) 【同報】

国税庁 長官官房 国際業務課  
加藤 寛崇 (課長補佐【庁】) 【同報】

国税庁 長官官房 国際業務課 監理係  
今井 静一郎 (係長【庁】) 【同報】

国税庁 長官官房 国際業務課 情報交換第二係  
朝川 貴志 (係長【庁】) 【同報】

国税庁 長官官房 国際業務課 情報交換第一係  
江間 裕樹 (係長【庁】) 【同報】

国税庁 長官官房 国際業務課 情報交換第三係  
岡村 沙羅 (その他【庁】) 【同報】

国税庁 長官官房 国際業務課 情報交換第三係  
吉村 朋子 (税務分析専門官【庁】) 【同報】

決裁・供覧欄 (別紙)

記事	新聞	2月1日(土)朝刊
解禁	テレビ ラジオ インターネット	1月31日(金)16時

報道発表資料

令和7年1月

国 税 庁

「令和5事務年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要」の公表について

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、年々経済社会の国際化が進展しています。このような中、OECDが策定・公表した共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)に基づく非居住者の金融口座情報の交換や税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトの進展などにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な脱税及び租税回避に対して、関心が大きく高まっている状況にあります。

国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えており、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を通じて、国際的な脱税及び租税回避の把握や防止に取り組んでおり、毎年、情報交換事績の概要を公表しております。

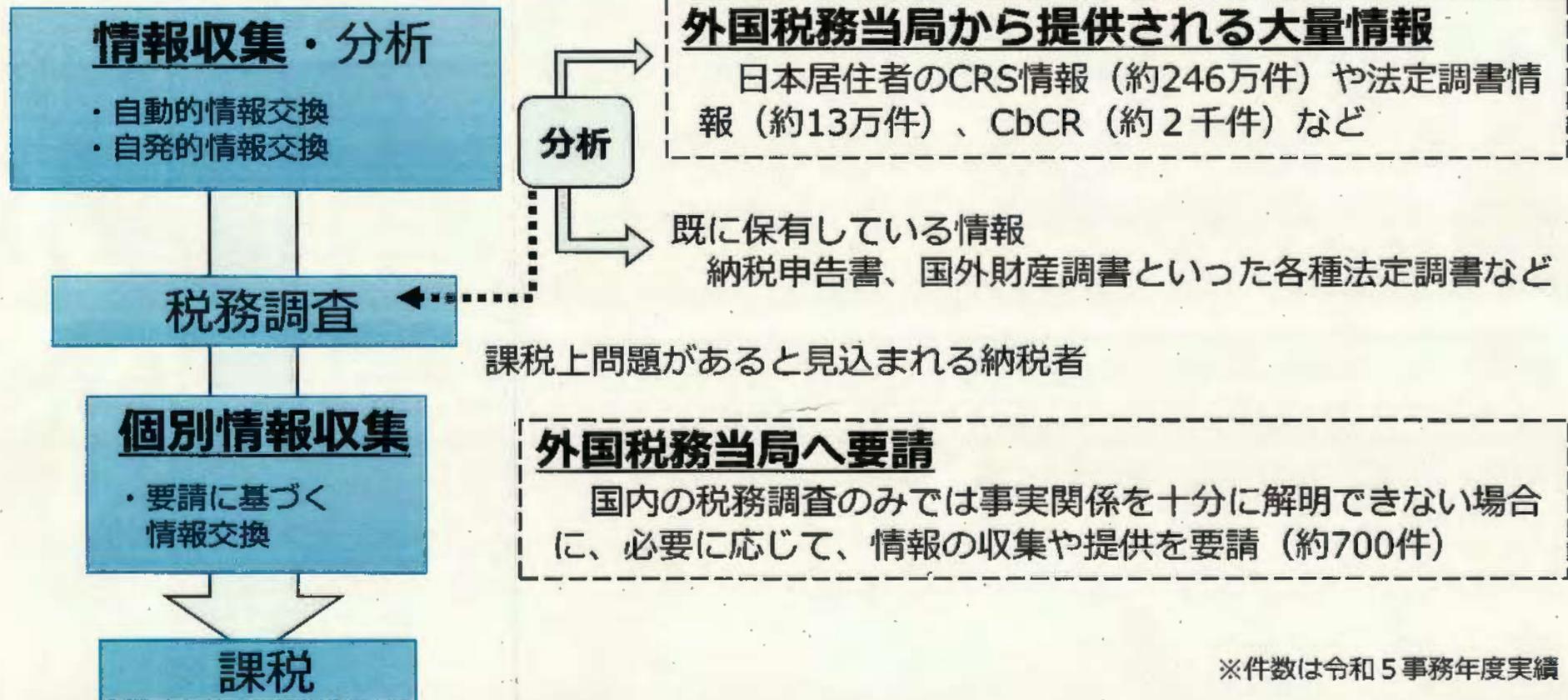
【問合せ先・連絡先】

長官官房 国際業務課

主 査 北代 ( )

「令和5事務年度 租税条約等に基づく情報交換事績の概要」の補足説明 (活用例等)

- ▶ 外国税務当局との間で租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施することにより、情報リソースの充実を図り、国際的な脱税及び租税回避に対応しています。



※件数は令和5事務年度実績

※ 徴収の分野においても、受領した情報を活用し、外国税務当局へ徴収共助を要請

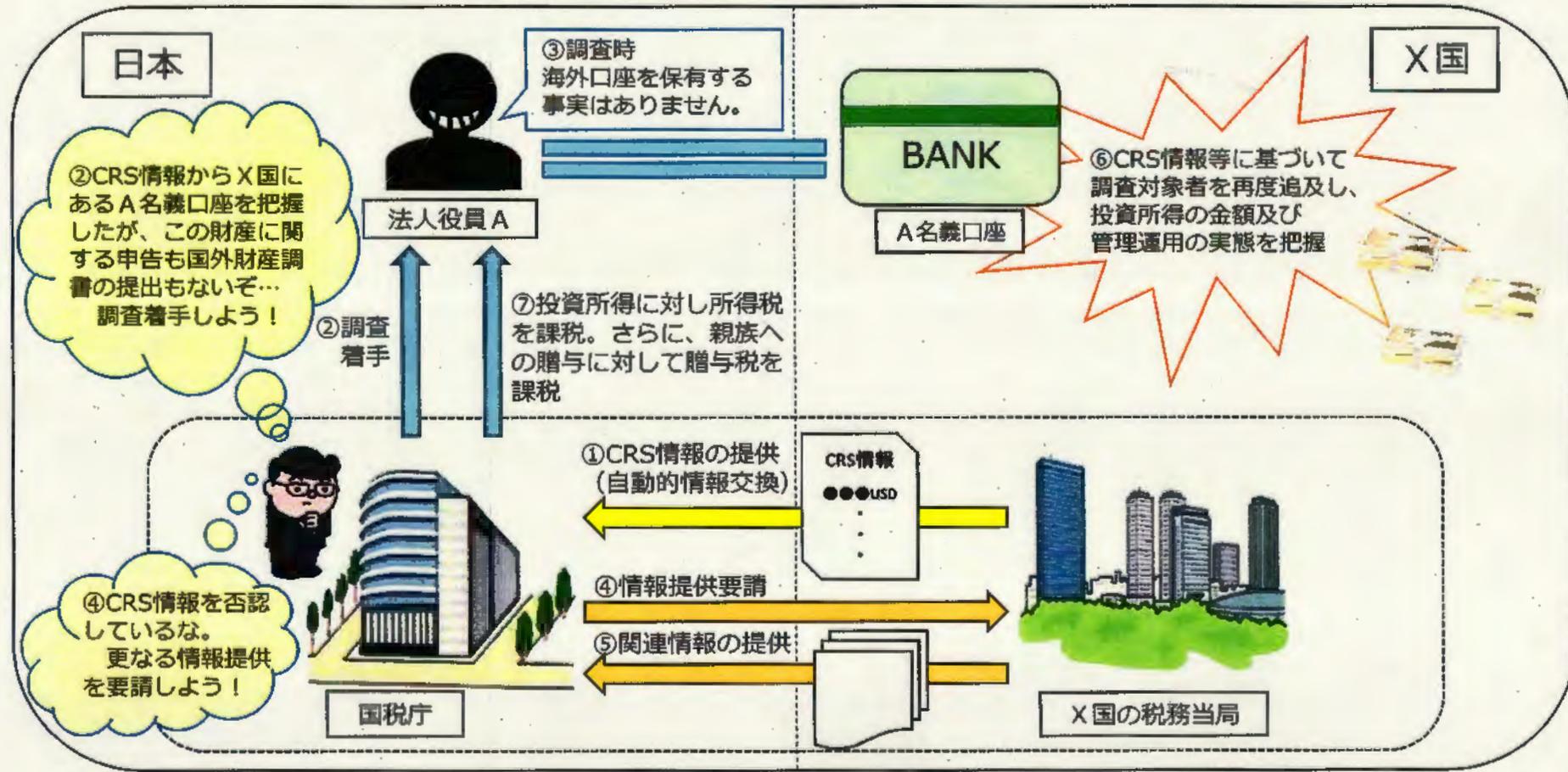
# 受領したCRS情報及び要請に基づく情報交換の活用例

【大阪国税局／個人】

受領したCRS情報から、法人役員AがX国にある銀行口座に多額の預金を保有しながら国外財産調書を提出せず、確定申告にも当該預金に関する利子等の所得を反映していない事実を把握したため、調査に着手した。

法人役員Aは、調査においても国外に預金を保有する事実を認めなかったことから、事実確認のためにX国の税務当局に対して当該預金口座の運用状況等に関する情報提供の要請を行い、関連する情報を入手した。

受領した情報を基に調査対象者を追及したところ、実際には当該口座の運用によって多額の利益が発生していたものの、この所得について確定申告を行っていなかったことを認めた。さらに、預金の一部について親族に贈与していた事実が確認されたため、当該親族に贈与税を課した。

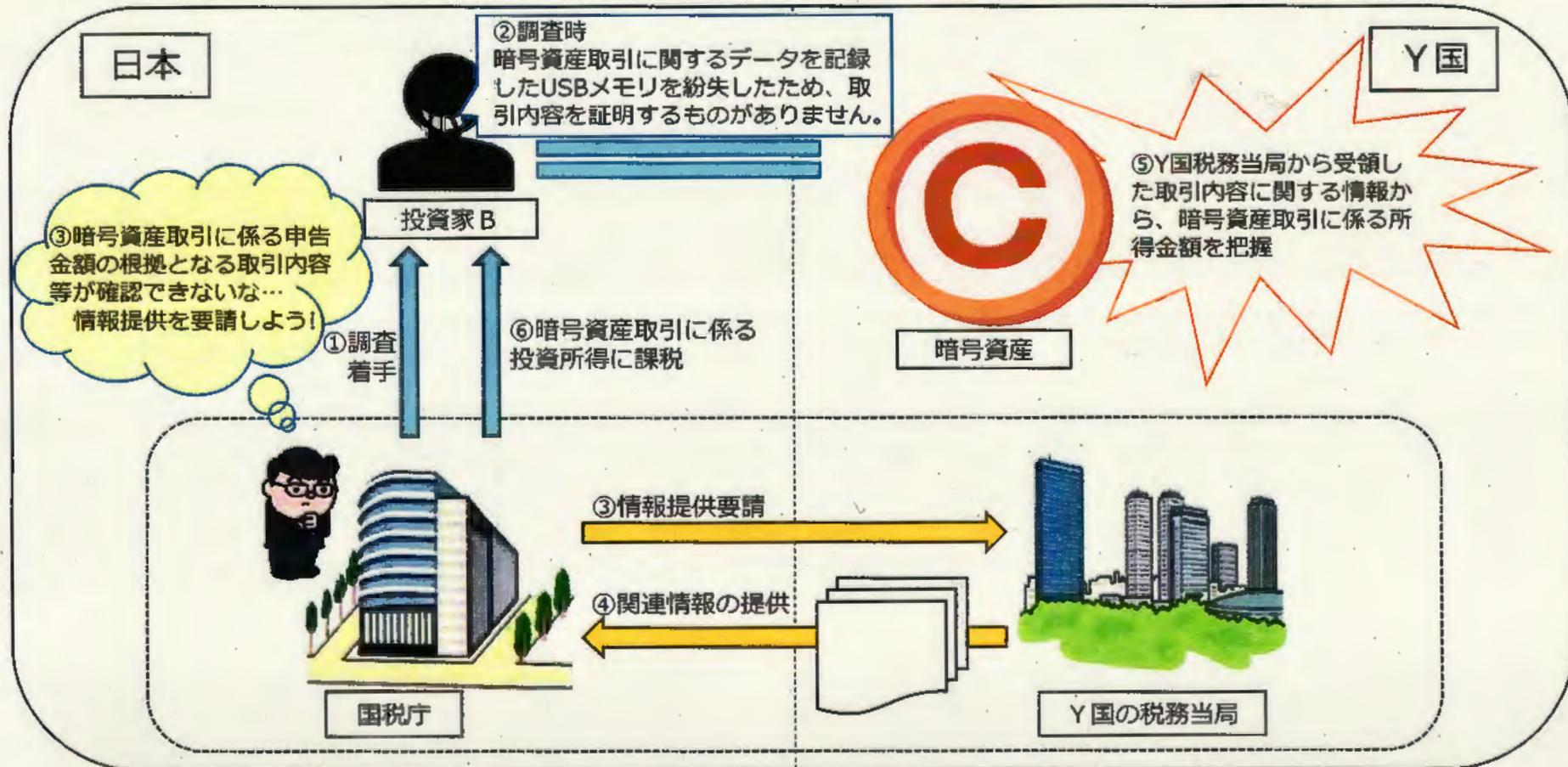


## 要請に基づく情報交換の活用例

【福岡国税局／個人】

確定申告において暗号資産取引に係る雑所得を申告していた個人投資家Bの調査に着手したものの、投資家Bは暗号資産取引に係るデータを保存していたUSBメモリを紛失したため、取引データの復元ができないと主張し、申告金額の基となった暗号資産取引内容等の確認ができなかった。

取引内容等の解明のため、Y国の税務当局に対して情報提供要請を行ったところ、取引内容に関する資料を受領できたため、当該資料を基に多額の申告漏れの事実を把握した。



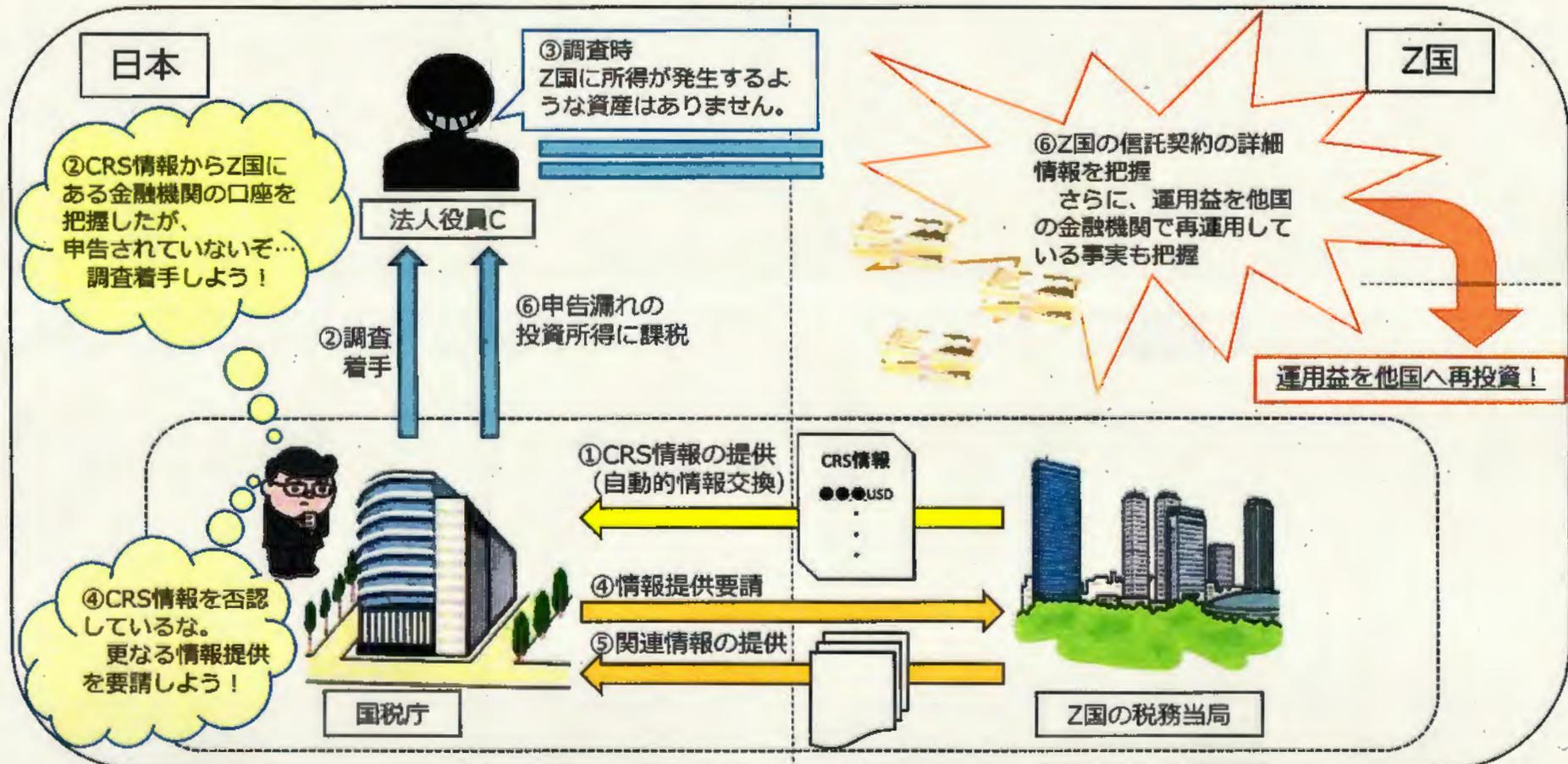
# 受領したCRS情報及び要請に基づく情報交換の活用例

【福岡国税局／個人】

受領したCRS情報から、法人役員CがZ国の金融機関に保有する口座に係る投資から得た所得について、確定申告に反映していない事実を把握したため、調査に着手した。

法人役員Cは、Z国に財産を保有する事実を頑なに認めなかったことから、事実確認のためにZ国の税務当局に対して当該金融機関口座の運用状況等に関する情報提供の要請を行った結果、法人役員Cが親族から相続した財産を信託財産として運用していた事実及びその運用益を更に他国の金融機関において運用していた事実が判明した。

情報交換によって判明した事実を基に法人役員Cを追及したところ、多額の申告漏れを認めた。



## 受領したCRS情報の活用例（徴収共助）

【広島国税局／徴収】

法人役員Dは、役員報酬等に係る所得税の確定申告を行ったが納付が滞り、滞納国税が発生した。日本国内の財産について滞納処分を行ったものの、滞納額の全額納付には至らなかった。

CRS情報により、法人役員DがW国に銀行口座を保有していることが判明したため、W国税務当局に対して、租税条約に基づき徴収共助の要請を行った。その結果、W国の税務当局からD名義のW国銀行口座から差し押さえた預金額から送金を受け、滞納国税に充当することができた。

徴収共助：執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が、相互主義の下、条約相手国の租税債権を徴収する枠組み

